

# 社会福祉法人利济会

## 理事・監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準について

社会福祉法人 利济会 定款より抜粋

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、報酬は支給しない。なお、費用弁済分についてはこれを支給することができる。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、報酬は支給しない。なお、費用弁済分については、支給することができる。

以上より下記一覧にまとめた通り、評議員・理事・監事であることだけで報酬は発生しない。但し、費用弁済について実費を支給すること、または職員である者の給与は別に支給される。

<一 覧 表>

役職名		報酬額
評議員		無報酬
役員	理事	無報酬
	監事	無報酬